

令和元年度第 1 回鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会 会議結果概要

開催日時	令和元年 10 月 29 日（火）13 時から 14 時 30 分
開催場所	鎌倉市役所 第一委員会室
出席者	<p>[推進委員会委員] ○9 名出席</p> <p>[事務局] ○5 名出席（1 名欠席：中野健康福祉部次長 兼 障害福祉課担当課長） 以上 14 名出席</p> <p>「鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会 委員名簿」を参照</p> <p>[傍聴者] ○1 名</p>
配布資料	<p>【配付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会委員名簿 ・（資料 1）鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会について ・（資料 2）「合理的配慮」を知っていますか？（内閣府パンフレット） ・（資料 3）鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱 ・（資料 4）障害者差別解消に関する市の取組状況について ・（資料 5）鎌倉市障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領 ・（資料 6）みんなで知ろう障害者差別解消法（リーフレット） ・（資料 7）みんなが笑顔になるために（パンフレット） ・（資料 8）相談事例について
会議概要	<p>1 開会・委員自己紹介・会長及び副会長の選出 冒頭、内海健康福祉部長より開会の挨拶があった。 鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会設置要綱（以下、要綱という。）の第 4 条 2 項に則り、委員長に宇高委員、副委員長に河委員を推薦によって選出。 また、委員の委嘱について、令和 3 年 3 月 31 日まで 2 年間の任期が確認された。</p> <p>（委員からの意見等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（委員）名簿の要綱第 3 条に基づく区分に法曹関係者とあるが、鎌倉市人権擁護委員会は法曹関係者に当てはまらない。訂正をお願いしたい。 <p>2 議題</p> <p>（1）鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会について 事務局より、鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会（以下、協議会という。）について、資料 1～3 に基づき、説明。議題 3 意見交換については、個人情報保護により非公開とすることが了承された。</p>

<p>会議概要 (続き)</p>	<p>(委員からの意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(委員) 要綱第3条(6)法曹関係者とあるが、鎌倉市人権擁護委員会がそれに当てはまらない問題をどう解消するのか。 →(事務局) 要綱改正時に、“等”を入れて、和らげる表現を用いることを検討したい。 ・(委員) この協議会の目的は何か。事例の共有や障害者差別解消の取組をしていくということだが、このメンバーだけで共有して何ができるのか。ここで協議するだけでは、何も進まない。この協議会に何を期待しているのか聞きたい。市は、この協議会をどう進めていくのか、また、協議したことをどう実現するのか。 →(事務局) 相談事例を通して、色々な分野の方々にどんな差別があるか知ってもらい、認識を広めたい。また、障害を理由とする差別を解消するための啓発を広げたい。市だけでは、啓発や取組が進まない部分もある。この協議会で色々な分野の方が直接関わることに意味があると考えている。 ・(委員) 内閣府の障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の中で、協議会に期待される役割に「斡旋等の様々な取組による紛争解決、複数の機関で紛争解決等に対応することへの後押し」とあるが、この協議会にも求められるのか。 →(事務局) 現段階では、この協議会が主体となって、斡旋等まではできないと考えている。 ・(委員) 事務局も一緒になって考えていくのであれば、協議の輪に入った方がいい。 →(事務局) 今後、検討したい。 ・(委員) 合理的配慮がされていない事例や障害のある方が実際に困っている事例がわからない。まずは、市内での事例を把握したい。また、合理的配慮がされていない場合、その企業の担当部署に改善するよう呼びかけることが、この協議会の役割であると思う。 ・(委員) 民間事業者に理解を求めるという面では、協議会の委員として、商工会議所の方に入ってもらえたら良かったのでは。 <p>(2) 障害者差別解消に関するこれまでの市の取組について</p> <p>事務局より、障害者差別解消に関するこれまでの市の取組について、資料4～7に基づき、説明。</p> <p>(委員からの意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(委員) 鎌倉市障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領は、どれくらいの職員が実際に理解しているのか。その検証や確認はしているのか。もしくは、今後行うつもりはあるのか。 →(事務局) 新採職員及び中堅職員への研修、地域共生課研修等を行っている。現段階では、ものさし的なものはないが、配慮が足りない事例等があった場合には、職員課からすぐに注意喚起及び情報共有がされている。職員の認識も高まっていると判断している。 ・(委員) まず、市内の現状を把握することが大事。障害のある方の困りごとの受け皿となるよう目安箱等を設置し、市民からの意見を集め、その相談についてどう対応した
----------------------	--

<p>会議概要 (続き)</p>	<p>らよいかをこの協議会で検討してはどうか。実際に問題を抱えていても、それを市役所に伝えても仕方ないと我慢していることもあると思う。</p> <p>→ (事務局) 行政経営課では来庁者向けの窓口アンケートを実施している。そのアンケートに含めて行うことも検討したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (委員) 湘南モノレールの湘南深沢駅では、バリアフリー化が進んでいない。また、鎌倉市の道路は段差が多く、車椅子では通りにくいという問題がある。鎌倉市は健常者だけの観光地であって、障害者の観光地にはなっていない。 <p>→ (事務局) 毎年、身体障害者の当事者団体と懇談会を開催している。視覚障害者誘導用ブロックの設置についての要望があり、所管課に繋ぎ、対応している。</p> <p>(3) 意見交換 (非公開)</p> <p>事務局より、相談事例について、資料8に基づき、説明。その後、委員による意見交換が行われた。</p> <p>(委員からの意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (委員) 7年前、実際に嫌な思いをした。銀行にキャッシュカードを忘れてしまい、翌日取りに行った際、「ローマ字を書くのが苦手で、アルファベットのMが書けない。」と銀行の店長に伝えたが「なぜMが書けないのか。」と言われて、ショックだった。嫌な思いをするとどうしても引きずってしまう。耳鼻咽喉科の窓口やタクシーでも、嫌な思いをしたことがあった。勤めていた会社では、「お前なんか居ても居なくても同じだ。」や「お前なんか死んでしまえ。」というようなひどい言葉をかけられたことがあり、死ぬ手前まで追い詰められたこともあった。周囲からの差別によって、とてもつらい思いをした。 ・ (委員) 知的障害者手帳には、愛の手帳や緑の手帳のようにマスキングされているものもある。鎌倉市だけの問題ではないが、マスキングされていない精神障害者保健福祉手帳は、悪意がなくても、手帳名をつい読み上げてしまうこともある。もう少し周囲の目に対する配慮をすべきだと思う。 ・ (委員) すべてのケースで加害者は悪くないと思う。障害者への配慮や対応方法を知らない人が、知らないうちに相手に嫌な思いをさせてしまっていることが考えられる。障害者に対する対応や配慮について、コンビニエンスストアやスーパーマーケット等の企業に向けた研修が必要では。鎌倉市民全員が障害者差別解消法を認識しているとは思えないので、これから周知していくことが大事である。 ・ (委員) 対応した方は悪気があったわけではなく、知らないところで相手を傷つける結果になってしまったのかも知れない。いずれの事例でも、ちょっとした配慮が必要であったと思う。周囲の人へ障害者差別解消法を知ってもらう取組をするということが、この協議会で一番必要なことだと思う。 ・ (委員) 相談事例として、この協議会で協議したことを、どう外に出していくのか。 ・ (委員) 具体例を表に挙げるべき。なぜ非公開とするのか。 <p>→ (委員) 自分の問題が公開されると嫌な思いをしてしまう当事者の方もいるのでは。</p> <p>(委員) 事例を見て、誰か特定できてしまうこともある。公開することによって、</p>
----------------------	--

<p>会議概要 (続き)</p>	<p>個人を特定できてしまう。本人の了解を得て、公開することとしてはどうか。 (事務局) 個人や企業等を特定されてしまうこともある。また、公開する了解を得ていないため非公開とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(委員) 障害があると伝えないと、冷たい態度をされることがある。障害があることを周りの人に言えない人が多いが、きちんと伝えるといい。 ・(委員) 障害があることを周りに知られたくないという人が多いことがとても残念。障害について話しても、何の問題がない社会にしていきたい。今後も取組を継続したい。 <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次回以降の協議会で取り扱う障害を理由とする差別に関する相談事例等について、各委員の所属機関、団体における相談事例や実践されている取組事例などをメール、FAX、または電話にて受け付けたい。 ・令和元年第2回鎌倉市障害者差別解消支援地域協議会は、令和2年2月もしくは3月の開催予定。 <p style="text-align: right;">以上</p>
----------------------	--